

資料2-2

現行計画の検証

(この検証の考え方)

- ・ 現行計画の取組上の課題を把握し、次期計画で取り組むべき課題を設定するための検証。
- ・ 現行計画の各事業を、次期計画でも取り組むことと仮定した場合に、必要な改善策等を検討した。
- ※ 「何が取り組めたのか。」、「なぜ取り組めなかったのか。」、「取り組むためには何が必要か」の視点で整理。

※1 「事業区分」について

- ・ 男女共同参画の事業は、次の視点で事業を区分することができる。
- ・ 事業区分を設定することで、その事業がどれだけ男女共同参画に寄与しているのかを明確に評価することが可能。

【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。
(例: 町民への男女共同参画の理念の浸透のための広報活動)

【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるものの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。
(例: 少子化対策を主たる目的とした子育て環境の整備 → 結果として、母親の社会参画という男女共同参画の目的推進に寄与)

※2 「(4) 行動指標(アウトプット)案」について

- ・ 次期計画では、現行計画に引き続き、各事業に確実に取り組むため、取り組む程度(量)の指針となる行動指標の設定を検討中。
- ・ 現行計画の基本・重点目標を達成するためには、各事業をどの程度実施するのが望ましいかの視点で、各指標を設定した。(関連事業については、可能な限り設定する)

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証				
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善策/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案	
I 町民への男女平等意識の浸透	1 男女平等意識を深めるための啓発	(1)効果的な情報発信	1	総務課	広報・ホームページを通じた継続的な啓発	4	男女平等に関する理解が深められるよう町広報やホームページ等を活用し、年代や性別に合わせてわかりやすい情報発信に努めます。	主目的事業	広報せいろう一般号に「男女共同参画通信」のコーナーを設け、男女共同参画に関わる様々な情報を発信した。県が発行する「ふれあいほっとらいん」をホームページに掲載した。	国の運動や週間、時期に合わせたHPの更新、広報での周知を行う。	【必要な資源】 掲載に必要な情報の収集・企画のための人員	○	広報すべき啓発事項・支援事業については、各課から情報収集し、広報する。	広報誌及びHPでの掲載総数: 12回/年
			2	総務課	男女共同参画についてのリーフレット等の発行	4	男女共同参画に関する基本的な理解が深められる内容のリーフレットを作成し、全戸配布します。	主目的事業	新発田市・胎内市定住自立事業として作成したリーフレットを入園式・入学式のタイミングで子ども園・小学校・中学校でのリーフレットの配布。高齢の方にも見てもらえるようシルバー人材センターにリーフレット配布。また、男女共同参画週間に合わせてリーフレットを役場庁舎の各窓口、町民会館、保健センター、図書館などの町施設に設置。	リーフレットを入園式・入学式、シルバー人材センター、男女共同参画週間での町施設設置に加え、その他に設置できる施設を探し、設置依頼を行う。	【必要な資源】 リーフレット作成するための費用	○	リーフレットの設置場所や活用方法等、検討する必要がある。	広い世代に届くよう、教育機関・シルバー人材センター・図書館・町民会館等にリーフレットの配布
			3	総務課	男女共同参画週間に併せた集中的な取組み	4	国が定める男女共同参画週間に併せて、関係課と連携をしながら、本計画に記載する取組事業に集中的に取り組むことで、町民の関心を高めます。	主目的事業	男女共同参画週間に併せた取組みは、定住自立圏形成協定に基づく共同啓発事業の一環として3市町村にて男女共同参画巡回パネル展を行った。また、今年度設置した各所属の各職員により構成される男女共同参画推進会議にて通常業務に男女共同参画意識を持つよう意識共有を行い、男女共同参画週間では各所属の窓口や各町施設でリーフレットや啓発啓発チラシの掲示を行った。	定住自立圏で男女共同参画巡回パネル展を行い、各窓口及び施設にリーフレットの設置に加え、ホームページ等での啓発を行う。	【必要な資源】 啓発に必要な情報の収集・企画のための人員	○	現状のまま継続実施。	6月に集中的に事業を実施するよう男女共同参画推進員を活用した働きかけを行う
	2 男女平等に関する学習機会の確保	(1)学校・子ども園での男女平等教育の推進	4	町民課	人権教育・啓発推進計画に基づく女性の人権についての普及啓発	3	聖籠町人権教育・啓発推進計画を策定し、他の人権問題と合わせて、女性の人権についても、啓発事業に取組みます。	主目的事業	人権課題の一つとして「女性の人権施策の推進」を盛り込むことで、男女共同参画の視点に立った施策を推進できる。	人権について、幅広いテーマを扱う中で男女共同参画の在り方について啓発していきたい。自己完結型に陥らないよう、人権推進会議による検証も並行して行っていきたい。	【必要な資源】 啓発活動実施のための人員、費用	○	人権推進会議での検証により、より有効的な広報、啓発活動を行う。	講演会等の啓発活動を年1回実施
			5	子ども教育課	幼児期における男女平等意識の形成促進	3	幼稚園において、様々な機会を通じて男女平等、人権尊重について子どもの理解を促します。	主目的事業	日常の園生活において、男女区別のない教育活動を実施してきた。	職員ミーティングにおいて、具体的事例をもとに指導のレベルと機会の適否について、確認の機会を設けると共に、継続して適切な指導に努める。	【必要な資源】 特になし	○	現状のまま継続実施。	日常の園生活において指導(データとして示すことは困難)

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証				
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善案/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるもの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。					
			6	教育未来課	男女平等教育の推進	4	小・中道徳の授業において、男女平等意識に基づいた人権教育を行います。	主目的事業	・道徳、学級活動において、日常に起こりうる場面を取り上げ、全学年で人権教育を行うことができた。 ・「生きる」シリーズを活用した同和教育人権教育の視点に立った道徳の授業やソーシャルスキルトレーニングなどを通して、「差別を許さない心」「よりよ人間関係を築く言葉や態度」などについて計画的・継続的に取り組んできた。 ・教育活動の中で、男女の区別が必要ないもの(代表児童の選定など)は、平等に選出することで、男女の役割の先入観を与えないようにした。 ・女子生徒の制服について、スラックスを採用した。	・低学年から「男女一緒に当たり前」という意識付けを学校生活の具体的な場面を通して指導していく。 ・学校生活全般において、具体的な場面を捉えて、継続的に指導していく。	【必要な資源】 人権教育、同和教育について研修するための講師 【現状での対応可否】 道徳、人権教育、同和教育の指導計画の見直しを行うことで可能。	○	性的マイノリティに関しての理解、差別や偏見がないような指導を検討する必要がある。	各校の道徳、人権教育、同和教育の指導計画に基づき、関連の道徳、学活、保健体育等の授業を実施する。
		(2)男女平等への理解を深める生涯学習の推進	7	社会教育課	生涯学習における関係講座の設置	3	男女共同参画の学習は、様々な年代に応じた生涯学習の機会を提供するため、理解度を高める必要がある。現在、実施している講座(聖山大学:高齢者対象・まちづくり創生大学:青年対象)で男女平等に関する講座を開設する。	主目的事業	高齢者対象の「聖山大学」はコロナにより令和2年度から中止となっている。単発事業として企画したもののコロナにより中止したのもあり、令和2年度に講座1回の開催となった。	聖山大学に加え、単発の講座を実施したい。	【必要な資源】 講座実施のために必要な情報の収集・企画のための人員、講師謝礼、消耗品 【現状での対応可否】 どのような講座を実施するか検討する必要はあるが、可能	○	男女共同参画に関する講座を開設することは、乗客の観点から難しいため、既存の講座または別なテーマの講座に男女共同視点を取り入れる必要がある。	男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催数
		(3)男女共同参画を学ぶための情報提供	8	図書館	男女共同参画に関する図書等の充実	4	図書館において、男女共同参画に関する資料(図書等)を積極的に収集するとともに、町民の利用・提供に努める。	主目的事業	期間中「男女共同参画」に関する資料(図書、パンフレット等)の収集と貸出を行った。毎年「男女共同参画週間」(6/23~6/29)には、関連資料のテーマ展示を実施し、「広報せいらう」図書館HPで情報発信を行った。また、高齢者施設での読み聞かせの会では年間を通して「輝いた女性偉人」について紹介。連野小学校4年生へのブックトークでは、「だれだって、なんだってできる!」というテーマで性差、年齢に関係なく活躍している人たちの物語を紹介するなどし、町民への啓発に努めた。	古い資料の除籍を含め、展示の方法の変更を検討したい。そのために、成果としての蔵書冊数も、新規収蔵率などに変更する必要がある。また、図書館としてジェンダーに配慮する姿勢を示すため、アンケートや図書利用券の登録申込書など性別記入の欄で変更可能なところは変えていきたい。	【必要な資源】 除籍資料の選定、コーナー作成のための人員 【現状での対応可否】 成果の数値の変更は検討が必要。展示については、他テーマの変更と合わせてSDGsの文脈の中で行う等して対応する。 ・アンケート用紙の性別記入欄の変更は随時対応可。図書利用券についてはシステム上での入力が必要になるためシステム更新の際に業者と確認を取る必要がある。	○	古い資料の除籍を含め、展示の方法の変更を検討したい。そのために、成果としての蔵書冊数も、新規収蔵率などに変更する必要がある。また、図書館としてジェンダーに配慮する姿勢を示すため、アンケートや図書利用券の登録申込書など性別記入の欄で変更可能なところは変えていきたい。	関連資料の展示(常設展示/テーマ展示年1回) 図書館HPでの情報発信(年1回) 読み聞かせ、ブックトーク等でのアピール(年3回)
	3 男女平等の視点に立った行政サービスの実現	(1)町職員の意識啓発	9	総務課	町職員への意識啓発	4	町職員一人ひとりが男女平等の意識をもって職務にあたることのできるよう、研修の実施や情報提供を行うことで、職員の意識啓発を図ります。	主目的事業	6月に開催した定住自立圏協定に基づく新発田市・胎内市との共同生活事業である「ワークライフバランスセミナー」と一般職員対象とした男女共同参画研修を同時開催した。また、今年度設置した各所属の職員により構成される男女共同参画推進委員会にて、通常業務に男女共同参画の意識を持つよう意識共有を行った。	総務課が実施する新採用研修に、男女共同参画のプログラムを積極的に入れるよう検討する。	【必要な資源】 セミナーに必要な情報の収集・企画のための人員 【現状での対応可否】 どのようなセミナーを開設するか検討・企画する必要はあるが、可能	○	現状のまま実施。	新採用職員研修の実施(年1回) 一般職員向け研修の実施(年1回)
		(2)町民意識の把握	10	総務課	町民意識調査の実施	5	町民への男女平等意識の浸透の程度を調査し、町の取組の成果と課題を把握するとともに、調査を行うことで、更なる町民への男女平等意識の浸透を図ります。	主目的事業	男女共同参画委員会と共同しながら町民アンケートを作成し、11月~12月に町民アンケートを実施。なお、令和3年度町民アンケートから若い世代の回答率を上げるために、郵送だけでなく、インターネット回答フォームを作成し、インターネット回答を可能とした。アンケート結果はクロス集計を行い、委員会及び庁内男女共同参画推進員に報告。	・根強い男尊女卑の考え方を払拭し、家事や育児に対する男女間の意識の違いなどをなくすために、引き続き啓発活動を行う。 ・若い世代の回答率が非常に低いため、いかに工夫してアンケートを行い、回収率を上げるか検討を行う。	【必要な資源】 アンケートの回収費用及び分析のため費用(委託料等)又は人員 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま隔年で実施。	アンケートの実施と検証
Ⅱ 「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、平等に暮らせるまちづくり	1 生涯を通じて心と体が健やかに暮らせる健康支援	(1)スポーツを通じた健康づくり	11	社会教育課	スポーツ活動の推進事業	5	町の補助団体であるNPO法人スポネットせいらうでは、自主事業として「ヨガ教室」「ピラティス教室」「フラダンス教室」など女性のニーズに対応した事業を実施している。また、高齢者向け「健康づくり教室」を実施している。これら事業を支援する。	関連事業	スポネットせいらうにより女性のニーズを反映した健康づくりにつながる企画を行い、好評を得ている。	新規講座の実施を含め、様々な事業を展開する必要がある。	【必要な資源】 講座実施のために必要な情報の収集・企画のための人員、講師謝礼 【現状での対応可否】 どのような講座を実施するか検討する必要はあるが、可能	○	今後、どのような新規講座を行えるかスポネットせいらうと共に考える必要がある。	女性や高齢者のニーズに対応した講座の開催数
			12	社会教育課	障がい者・高齢者スポーツ推進	4	障がい者や高齢者の方々が、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を展開する。具体的には、10月のスポレク祭で障がい者スポーツの紹介及び障がい者スポーツ大会等を誘致する。	関連事業	障がい者向けでは聖籠町ポッチャ大会(年1回)・プラススポーツ教室(通年)、高齢者向けでは「山倉エクササイズ教室」・「亀代あそび教室」(通年)と、スポネットせいらうが主催し様々な事業が行われている。スポレク祭はコロナにより中止(R2・R3)	障がい者スポーツ、高齢者事業どちらも内容がマンネリ化しないよう、新しい内容を取り入れる必要がある。	【必要な資源】 講座実施のために必要な情報の収集・企画のための人員、講師謝礼 【現状での対応可否】 どのような講座を実施するか検討・企画する必要はあるが、可能	○	今後、どのような新規講座を行えるかスポネットせいらうと共に考える必要がある。	障がい者や高齢者向けのスポーツ・レクリエーション事業の開催数

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証																											
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善案/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案																							
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるもの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。																												
2 あらゆる人が安心して暮らせる福祉サービスの充実	(2)働く人への健康支援		13	保健福祉課	働き盛り男性訪問事業 第Ⅱ期(平成29年度～開始)	4	働き盛り年代の男性とその家族を訪問し、働き盛り年代の健康状況(健康状態・健診受診状況・医療受診状況等)や生活実態(生活習慣・労働・経済・地域とのつながり等)を把握し、町全体の健康課題として抽出・保健事業へ反映させる。(今年度は山倉小学校区対象)	関連事業	働き盛り世代の受診率向上のため令和元年度より45・50・55歳の町民に健(検)診無料クーポンを配布。クーポン配布と合わせて家庭訪問を実施し、対象者のみでなくその家族も含め町民の生活・健康課題・受診状況の把握と健(検)診受診勧奨を効率良く実施することができた。	・訪問事業と住民報告会の継続。 ・訪問期間中に会えない場合でも長期的に見据え、訪問事業以外でも本人・家族に関わるチャンスがあった時に話を開けるように常に働き盛り世代の健康について考え状況把握の意識をする。 ・健診無料クーポン券と併せて日曜健診の周知と働き盛り世代を割り充てることで、更に受診意欲を促す。 ・成人歯科健診も対象年齢となるため、特定健診・がん検診受診と併せてPRし、生活習慣病予防と早期発見の意識付けになるよう対象となる健診の働きかけを行う。	【必要な資源】 訪問事業を実施するための人員 健診無料クーポン券作成経費と健診事業予算 【現状での対応可否】 可	○	町の健康課題から訪問対象・健診無料クーポン年齢対象を検証する必要がある。	訪問人数、実際に面談できた人数、健診無料クーポン券を利用して健診を受診した人数・割合																							
															(3)性への理解の促進	14	教育未来課	学校における性教育の推進	4	成長や発達段階に合わせた性教育を行います。	関連事業	・発達段階に応じて、学習指導要領に従って男女の性の違いについて学習を行った。 ○生命の誕生及び心身の発達・発育における男女差や個人差に関する基礎的事項 ○男女には体の特徴や発達段階に違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であること ○家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であること ・心身の発育・発達には個人差があることに気づき、それらを肯定的に受け止め尊重し合う意識を高めることができた。 ・道徳の時間に、友達と協力し合い活動することの大切さを学習した。	・年間行事を見直し、いつ、どこで、どのような指導をしていくか明確にする。 ・道具を装着しての妊婦体験や妊婦さんとの触れ合いなど、具体的な体験があるとより効果的である。 ・スポン下し防止に関する指導を定期的に行っていく。	【必要な資源】 性教育を行う講師 赤ちゃん人形等の物品 【現状での対応可否】 道徳、保健体育、学活の指導計画の見直しを行うことで可能。	○	・保健体育に、養護教諭と連携した計画的な性教育の実施を位置付ける。 ・知識だけでなく、実感を伴った学習活動を計画	・各校の道徳、保健体育、学活の指導計画に基づき、関連の授業を実施する。										
	(1)高齢者の自立支援	15	長寿支援課	介護普及啓発事業	3	一般高齢者に対し地域で運動教室を行い、介護予防に努めます。	関連事業	男女の区別なく声掛けを行い、参加しやすい雰囲気づくりに努めたことで、高齢者の介護予防に寄与した。	引き続き、男女の区別なく声掛けを行うことを継続しつつ、男性が気の合う仲間と一緒に参加することを促すなど、参加しやすい環境づくりを行う。	【必要な資源】 人員・場所の確保 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	参加人数																								
														16	長寿支援課	2次予防事業対象高齢者等介護予防事業	3	虚弱ではあるが介護認定に至らない高齢者(65歳以上)を対象に、運動機器等を使用し、下肢筋肉の向上を図ります。	関連事業	男女の区別なく声掛けを行い、利用しやすい雰囲気づくりに努めたことで、高齢者の介護予防に寄与した。	引き続き、男女の区別なく声掛けを行うことを継続しつつ、男性が気の合う仲間と一緒に利用することを促すなど、利用しやすい環境づくりを行う。	【必要な資源】 人員・場所の確保 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	参加人数												
																										17	長寿支援課	いきがい型デイサービス事業	3	認知症や閉じこもりのある高齢者が、運動や趣味、生きがい、レクリエーションを通して人と交流し、介護予防に努めます。	関連事業	男女の区別なく声掛けを行い、利用しやすい雰囲気づくりに努めたことで、高齢者の介護予防に寄与した。	引き続き、男女の区別なく声掛けを行うことを継続しつつ、男性が気の合う仲間と一緒に利用することを促すなど、利用しやすい環境づくりを行う。	【必要な資源】 人員・場所の確保 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	参加人数
	(2)障がい者の自立と共生への支援	19	保健福祉課	障がい者の社会復帰支援	3	障がいがあっても、安心して地域で暮らしていくために、居場所及び社会復帰するための準備(リハビリ)の場をつくります。	関連事業	障がいがあってもサービスに乗ることが出来ない方のための居場所になっている。男女に関係なく集まり、本人の出来ることややりたいことを生かしながら、週に1回参加者とスタッフ、ボランティアで過ごしている。	・サービスにつなげられない方が通える場になっている。参加が必要な方がいたら会に誘い見学から開始し、参加につながるよう会に慣れるまでサポートする。(特に精神疾患) ・参加者への適切な支援を行いながら主体的に活動ができるよう声掛けをしていく。	【必要な資源】 ケース把握や事業企画・サポートのための人員 【現状での対応可否】 可	○	障害福祉サービスの利用に至らない方々の居場所として、男女関係なく、障がいの種別に関わりなく参加しやすい場として、必要な方を参加勧奨する。	開催回数、参加実人数、延べ人数																								
														20	保健福祉課	精神障がい者のための交流支援	3	障がいがあっても、自立を目指しながら安心して地域で暮らすために当事者同士の交流を支援する。また、当事者の親・家族同士のつながり、共に学び合いながら地域へ啓発する活動を支援する。	関連事業	障がいがあっても地域で安心して暮らすために当事者同士の交流を支援する。当事者の親・家族同士のつながりが男女に関係なく共に考え、学びながら、支え合う機会になっている。	・当事者の交流を積み重ねながら、まずは保護者同士が何でも話せる雰囲気づくりが必要 ・当事者や家族が会で「話を出来て良かった」「皆に聞いてもらって良かった」という体験をしてもらい、言葉にして参加者にフィードバックしていきけるようサポートしていく。	【必要な資源】 ケース把握や事業企画・サポートのための人員 【現状での対応可否】 可	○	障がいがあっても地域でその人らしく暮らしていくために、自身の病気と付き合いながら、仲間を作っていき場として必要な方に参加勧奨する。また、一般町民にも障がいの理解を深めてもらうための情報を発信していく。	開催回数、参加実人数、延べ人数												
																										21	保健福祉課	福祉タクシー及び自動車燃料費補助	4	障がいがあっても、自立と社会参加のために移動手段の支援を行います。	関連事業	障がいがあっても、自立と社会参加のために移動手段の支援をおこないます。	町広報により周知を行っているが、今後も継続的にを行い、事業を必要とする方に対する申請漏れが無いように努める。	【必要な資源】 予算 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	対象者数、申請件数、交付枚数、使用枚数、広報回数

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証					
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善策/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案	
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるものの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。						
	(3)生活困窮者に対する支援		22-1	長寿支援課	介護手当事業における介護者の負担軽減支援①	5	要介護3以上の者と同居している家族に、介護に伴う費用の助成として介護者手当を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。	関連事業	要介護3以上の方を介護している同居家族に手当金を支給したことにより、経済的な負担軽減を図ることができた。	引き続き新規対象者への案内及びケアマネジャーからの案内を徹底する。ケアマネジャーに対しては、ケアマネジャー連絡会議等において当該制度の周知徹底を図る。	【必要な資源】 特になし 【現状での対応可否】 可	×	当該事業は、介護者手当の支給に関する事業であり、男女共同参画の推進に影響を与えるものではないため、次期計画には掲載しない。		
			22-2	保健福祉課	介護手当事業における介護者の負担軽減支援②	3	日常生活において常時介護を必要とする重度の状態にあり、おおむね知能指数35以下の者又は、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳を1,2級の、いずれかに該当する者のうち、要綱に定められた調査票を用い審査し該当と認められた者に対し、介護に伴う費用の助成として介護者手当を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。	関連事業	在宅の重度の心身障がい者を居宅で介護している方に介護手当を支給することにより、在宅の重度心身障がい者の福祉の増進を図っている。また、手帳交付時等において、障がい福祉サービスガイドを配布して周知を図っている。	引き続き、障がい者相談員と連携し、情報共有を図るとともに広報等により制度の周知を図る。	【必要な資源】 予算 障がい者相談センター(社会福祉協議会)との連携強化 【現状での対応可否】 可	×	当該事業は、介護者手当の支給に関する事業であり、男女共同参画の推進に影響を与えるものではないため、次期計画には掲載しない。		
			23	保健福祉課	ひとり親家庭等医療費助成	5	申請漏れのないよう相談窓口を周知し、医療費助成を実施することにより経済的支援を図ります。	関連事業	ひとり親の対象者は児童扶養手当の受給者とほぼ条件が同じ為、児童扶養手当の申請後にひとり親の窓口を案内してもらい、申請漏れがないようにしている。	引き続き今後も子ども教育課の児童扶養手当担当者と連携を図り、申請漏れが無いよう制度周知を図る。また、町民課に「制度周知パンフレット」を配置するとともに、町民課職員から該当者に対し、保健福祉課で手続きが必要なことを説明してもらう。(平成31年1月から実施)さらに、地区担当保健師からも該当者に対し、制度の説明を行う。	【必要な資源】 特になし 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	申請件数、助成件数	
	3 子育て・介護支援	(1)子育て支援の充実		24	保健福祉課	あそび教室の開催【療育教室】(昭和53年～開始)	3	1歳6か月～就園前の子どもと父母祖父母を問わず保育する者を対象に、親子あそび・リズムあそびなどを通して、母子愛着関係の構築と身体発達・精神発達を支援する。また、保育する者同士の仲間づくりの機会とし、地域のつながりを強化。	関連事業	例年通り5月から教室を開始。コロナウイルス流行により、11回休止せざるを得なかったが、継続的に親子・家庭を支援している。父親や祖母参加など母親だけでない保育者も参加することで家族全員で育児をすることが意識付けられた。	教室での場面や参加者への通信にて家族全員の協力参加を促す。また、8割ほど入園しているため、新規参加者の開拓が必要。参加勧奨や教室事後フォロー等の保健師の家庭訪問による呼びかけ・指導・広報による親子あそびの大切さの普及啓発を引き続き行っていく。	【必要な資源】 参加呼びかけによる広報、お知らせの印刷費 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	開催回数、参加実人数、参加延べ人数、男性参加率
				25	子ども教育課	子育て支援サービスの継続	5	保護者の就業形態の多様化に合わせ、こども園、放課後児童クラブにおける延長保育や一次預かり保育の継続実施を行う。	関連事業	園児や児童が安全で快適に過ごせる環境を提供することで、保護者の就労継続と就業時間増について支援を行った。	児童クラブについて、利用者状況に応じた職員配置を確保するため、職員管理を徹底し、将来的な見直しをもって雇用を計画する必要がある。	【必要な資源】 預かり保育事業、児童クラブ支援員等の職員配置基準を満たすための職員数確保・維持が必要 【現状での対応可否】 可	○	現行体制を基本としつつ、安全な保育体制の確保のための人材育成と人員確保に努める。	保育の必要な園児・児童に対する保育サービスの提供量100%を継続する。
				26	社会教育課	預かり保育事業の充実	5	子育てする人が、学習・講座などにより参加しやすくなるように、預かり保育事業の充実を図ります。	関連事業	「小学校子育て講座(3小学校全3回)」をはじめ、子育て期の保護者向けの様々な講座を行い、希望制の保育ルームを設置した。	利用者の利便性向上や子育て世代に生涯学習の機会を提供するという点からも、今後は設置すべきと考え。保育ルームが利用できる旨はチラシに掲載しているが、子育て世代がより参加しやすいよう周知していく。	【必要な資源】 講座講師謝礼、保育ルーム委託料 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	預かり保育事業の参加者数、保育ルーム利用者数
				27	教育未来課	子ども家庭相談窓口の充実	4	0～18歳までの子どもとその家族を対象とした相談業務の充実を図ります。	関連事業	年々子どもを取り巻く環境が複雑化している。保護者、関係機関からの相談内容も多岐にわたっているため関係機関とのネットワークの強化を図り、問題解決に取り組んでいる。相談者が心身ともに落ち着き、社会活動の参加が可能となるように務めた。	子ども家庭相談センターの機能をPRし、相談しやすい体制を整える。	【必要な資源】 専門人員の配置 【現状での対応可否】 可	○	子ども家庭相談センターをより多くの人に周知し、利用しやすい体制づくりを整える。	相談件数
				28	産業観光課	育児や介護休業制度等の普及啓発	2	町内の商工業者等に対し、育児や介護休業制度等の普及・啓発に努めます。	主目的事業	町広報誌に令和2年度「育児・介護休業法の制度」、令和3年度「育児・介護休業法改正のポイント」の掲載を行った。 また、毎月商工会員にお知らせ等を発送する定期便にもチラシを入れてもらい啓発を図っている。	・広報誌掲載が1回だったため、今後は積極的に情報を収集するようにする。 ・広報だけでなく商工会を通じて町内の商工業者等にチラシを継続して配布するための啓発を行う。 ・成果の手段としてアンケートを実施する(利用状況・理解度等)	【必要な資源】 アンケートを送付するための費用 【現状での対応可否】 可	○	広報やチラシ等で制度を周知していく。	町広報誌やHPの掲載回数
	4 男性の家事・育児・介護への参画	(1)男性の家事等参画を促すための講座等の開催		29	社会教育課	家庭生活への男性の参画促進のための教室	3	家庭生活への男性のさらなる参画促進を図るため、家事・育児介護に関する講座・教室を開催します。	主目的事業	R2年度は11月8日に「子育て期の家計勉強室」、2月6日に「パパ・ママのためのアンガーマネジメント教室」を開催。男性の参加者はそれぞれ1名にとどまった。 R3年度は男性の家事(料理)への関心を高めることを目的として「ご馳走おにぎり教室」を企画したが、コロナにより中止。	男性の育児や家庭への関心を高めるための講座のニーズを検討し、講座内容や参加しやすい日時設置について検討する。	【必要な資源】 セミナーに必要な情報の収集・企画のための人員 【現状での対応可否】 どのようなセミナーを開発するか検討・企画する必要はあるが、可能	○	現状のまま継続実施。	講座の開催数・参加者数
				(2)誰もが参加しやすい母子保健事業の企画	30	保健福祉課	育児学級・妊婦学級・乳幼児健診	4	健全な発達・育児体制に向けた意識づけ、知識の普及、支援が必要な児・家庭の早期発見・早期対応	関連事業	4月より各教室や健診を開催。育児学級、妊婦学級は、感染対策のため参加人数を制限しており、父親参加はなかったが、乳幼児健診には父親参加もみられた。母親だけが育児を行うのではなく、家庭内で協力して受診する体制となっている家庭が増えている。	今後も各教室の通知などで男性、祖父母等の家族の参加の呼びかけを継続していく。	【必要な資源】 育児学級通知の印刷費 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証				
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善案/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるもの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。					
	5 DVや性的な暴力の根絶	(1)暴力の根絶に向けた啓発広報	31	総務課	DVや性的暴力の根絶に向けた意識啓発	3	DVや性的暴力を許さない社会を作るため、広報活動による意識啓発を行います。	主目的事業	R2:広報の男女共同参画通信のコーナーでDVとその相談窓口について取り上げた。(3回) R3:広報の男女共同参画通信のコーナーでDVとその相談窓口について取り上げた。(3回)	・広報だけでなくHP等を活用し、町民に対して啓発を行う。	【必要な資源】 掲載に必要な情報の収集 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	広報誌及びHPでの掲載総数:3回/年
		(2)相談・保護対策の推進	32-1	保健福祉課	相談・保護対策の推進①	3	DV、ストーカーなどの被害者からの相談に対応できるよう、相談体制の充実と関係機関等との連携を図ります。	主目的事業	支援を受けるべき人が相談につながり、関係機関連携の下解決し、次の生活相談につなげることができたのは事業の成果と言える。しかし、「DV事案」への対応は後追いの支援であり、「DVが起きない社会」にするための取組の充実が最重要である。	・子育て世帯等に関わる各専門職は子どもの姿のみでなく家族状況にも目を向け、家庭まるごと支援する意識を今後も継続する。 ・些細な事でも相談しやすい窓口の周知を徹底する。 ・支援者が一人で抱え孤立しないよう、関係者でチームを組む支援体制を作る必要がある。	【必要な資源】 対応に必要な知識とネットワーク・人材 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	年間相談延回数・関係機関連携延べ回数
			32-2	町民課	相談・保護対策の推進②	3	DV、ストーカーなどの被害者からの相談に対応できるよう、相談体制の充実と関係課等との連携を図ります。加えて、相談窓口の周知に努めます。	主目的事業	離婚届の際に来庁した妻から相談があった場合に、居所を追及されない救済制度(新旧の住所地や本籍がある市区町村が連携して、住民票や戸籍等の交付を被害者の請求から拒むことを共同で取り組む制度)があることを、パンフレット配布により紹介できた。	既存のパンフレットのみならず、独自のチラシ製作にも取り組みたいと考える。	【必要な資源】 作成に必要な情報の収集 【現状での対応可否】 可	○	情報を収集し、関係他課と連携を図りチラシ製作を行う。	各課窓口への設置、及び相談者等に対して製作したパンフレットの配布
Ⅲ「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定への女性の参画促進	(1)町の審議会等への女性の参画促進	33	総務課	審議会等への女性の積極的な登用	4	各種審議会や委員会への女性の参加が促進されるよう、関係各課等への働きかけを行いながら、女性の積極的な登用を推進します。	主目的事業	R3に設置した各所属の職員により構成される男女共同参画推進員会議にて審議会等への女性の参加促進呼びかけを行ったところ、審議会等の委員数における女性の割合及び女性のいる審議会数が増加した。	徐々に審議会の女性登用の意識が醸成されていると思われるので、引き続き男女共同参画推進員会議や庁議等のタイミングで呼びかけてもらうなど、働きかけの回数を増やす。	【必要な資源】 各機関・団体の女性登用 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	男女共同参画推進員を活用し、関係課・関係団体への働きかけ
		(2)町女性職員が活躍するための環境整備	34	総務課	女性職員の人材育成	2	町の女性職員の更なる活躍促進や、将来的なリーダーの育成を図るため、研修の機会を提供します。	主目的事業	女性財団が主催する女性のキャリアアップセミナーを掲示板等で定期的に案内し、女性のキャリアアップを考える意識づけになった。女性職員へ何が要因で参加人数が少ないのか、個別にアレンジを行った。	・女性のキャリアアップセミナーだけでなく、男性も女性も興味持ってもらえるような様々なセミナーを案内し、男性・女性も隔たりなくキャリアアップにつなげていきたい。 ・掲示板での案内に加え、所属長から積極的に所属の女性職員を派遣するような職場の雰囲気をつくりたい。	【必要な資源】 セミナー情報の収集 【現状での対応可否】 可	△	女性管理職の登用においては、男性女性の隔たりなく、適性を見極め、人事を行っているため、今後は性別に隔たりなくキャリアアップセミナー情報を提供を行う。	研修への職員派遣
			35	総務課	二つの特定事業主行動計画の推進	4	町の女性職員の活躍を推進するため、聖籠町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に取り組めます。併せて、職員誰もが働きやすい職場環境を醸成できるよう聖籠町次世代育成支援特定事業主行動計画の取組を進めます。	主目的事業	・男性職員の育児休業取得の意向について個別にアレンジを行った際、近隣市町村の取得状況等の説明により、前向きに取得する意識づけとなった。	・男性の配偶者出産休暇・育児参加休暇100%を目指し、所属長は男性職員の意向に基づき当該休暇が取得しやすいよう課内体制の環境整備を行う。 ・対象職員が取得できるよう個別にアレンジを継続する。	【必要な資源】 職員への周知の機会 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	研修への派遣(年1回)、休暇取得促進・定時退庁の働きかけ回数(年12回)、男性育児支援休暇取得促進の働きかけ(個別)
2 女性の能力開発・発揮のための支援	(1)人材育成支援		36	社会教育課	研修・セミナーの情報提供	4	女性の人材育成にかかる国、県等が行う研修・セミナー情報を提供する。	主目的事業	広報の『社教だより』で「男女共同参画社会」や「人権意識度チェック」について広報を行った。また、男女平等普及ポスターや家庭教育・子育てポスター、男女共同参画社会普及の冊子や人権講演会のチラシについては町民会館を中心に社会教育施設に設置した。	今後も社教だよりや施設へのポスター・チラシの掲示など、関係情報の積極的な提供を継続して実施する。	【必要な資源】 掲載、掲示するポスター・チラシ 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	社教だよりにて掲載チラシ・ポスターの掲示
			37	産業観光課	研修参加費用の助成	2	中小企業者の従業員等の人材を育成するため、男女に関係なく国及び地方公共団体等が実施する研修に参加する費用の一部を助成する。	関連事業	企業の申請に対して、就業における技能や知識が平等に習得でき、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、男女に関係なく助成を行った。町広報誌への掲載回数。研修に関しては、チラシを町内施設に設置した。	・町広報誌で男女の研修参加費助成金について周知する。 ・企業に研修案内を配布して、男女に関係なく受講できるよう周知する。 ・研修での満足度が確認できるようアンケートで確認する。	【必要な資源】 アンケート作成費 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	町広報での周知回数
		(2)再就職等能力発揮のための支援	38	産業観光課	再就職・起業への支援	3	再就職を目指す女性に対して、求人情報等を提供するとともに、起業を目指す人には、商工会等と連携しながら相談体制の充実を図り、起業等に対する助成支援を行う。	関連事業	求人情報誌を町内6か所に設置し、情報提供を行った。起業・創業支援事業補助金制度は広報誌で周知を図った。	起業・総合支援事業補助金制度の周知を図る(町広報誌年2回、町HP・商工会広報)	【必要な資源】 商工会との連携 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	町広報での周知回数
3 地域・防災活動への女性の参画促進	(1)NPOや地域活動促進支援	39	社会教育課	NPO等の活動推進のための支援	5	NPO法人・ボランティア団体などが行う自主的な活動を支援します。	関連事業	NPO法人スポネットせいらうにおいて、様々な事業を実施した。また、高齢者向けの健康教室も実施しており、これらの事業を社教だより等で広報するなど支援を行った。	スポネットせいらうが様々な年代や性別のニーズに合わせた自主事業を展開できるよう、今後も広報を含め支援する。	【必要な資源】 講座実施のために必要な情報の収集・企画のための人員、講師謝礼 【現状での対応可否】 どのような講座を実施するか検討・企画する必要はあるが、可能	○	現状のまま継続実施。	社教だよりにて毎月スポネットせいらうの事業紹介や告知等を掲載。	

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証				
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案/改善案/廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるもの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。					
4 就業機会の均等と労働環境の整備	(1)就業機会の均等に向けた啓発と情報提供	(2)防災活動への女性の参画促進支援	40	社会教育課	女性団体等の活動支援	2	町の女性団体等の活動について、支援する。現在、町との共催で実施している事業(お正月公民館まつり、スポレク祭)を推進していく。	関連事業	例年、女性団体の協力により行っている「お正月公民館まつり」、「スポレク祭」についてはコロナにより開催を見送った。	女性団体等の意見を聞きながら、事業に参画しやすいイベントの内容を検討する必要がある。	【必要な資源】 必要な情報収集・企画のための人員、謝礼 【現状での対応可否】 今後の開催方法を検討・企画する必要はあるが、可能	○	現状のまま継続実施。	町の女性団体への活動の場の提供(お正月公民館まつり、スポレク祭)
			41	生活環境課	まちなか防災訓練への女性の参画促進	1	まちなか防災訓練への女性の意見を反映するとともに訓練への参画促進に努めます。	関連事業	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和2、3年度ともにまちなか防災訓練未実施	まちなか防災訓練への参加を呼びかけていく。その中で、男女ともに訓練の重要性を知ってもらい、参加者の増につなげる。	【必要な資源】 女性にも訓練へ参加してもらうための呼びかけ 【現状での対応可否】 事前の区長会議の場で、呼びかけが可能	△	まちなか防災訓練への女性の意見反映及び参加促進は重要ではあるが、国が示す「災害対応力を強化する女性の視点」などのガイドラインに則り、女性視点での避難所運営や平時の防災体制の整備を推進していくことの方が優先順位の高い課題であるため、次期計画では事業内容を変更する必要がある。	「災害対応力を強化する女性の視点」などのガイドラインに則った事業数
			42	生活環境課	女性消防隊の設置及び育成	2	女性ならではの視点を生かした地域での広報・防火・予防活動を実施し、高齢化や生活様式の多様化などに対応し、安全で災害に強いまちづくりに貢献する。	関連事業	県内の女性消防隊設置及び活動状況を調査し、検討を行った。	組織体系における女性消防隊員の位置づけ、定数の見直し及び実際の活動内容も協議していく必要がある。	【必要な資源】 消防団幹部の女性団員への位置づけ等の意識 【現状での対応可否】 幹部一同が集まる幹部会議で、女性団員への意識を高めることで可能	○	具体的に女性団員を増やしていく方策の検討を行う	年間を通して行う幹部会議(不定期)
			43	産業観光課	雇用の分野における男女の均等な機会等の啓発活動	3	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について、町民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因を解消を図るため、必要な啓発活動を行う。	主目的事業	男女雇用機会均等法の制度に関する内容や、待遇や労働に関するお知らせを広報に啓発活動を行った。	厚生労働省の男女雇用機会均等法月間に関わらず、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇を確保できるよう、啓発記事を随時広報誌に掲載する。HPについては都度掲載する。	【必要な資源】 早めの情報収集 【現状での対応可否】 可	○	早目の情報収集を心掛け、広報・HPでの周知を強化する。	広報誌やHPの掲載数
			44	産業観光課	雇用情報の提供	3	ハローワーク等の関係機関と連携して、その人の能力などに応じた就業に関する資料や求人情報を提供します。	関連事業	町内6か所にハローワークの求人情報を配布し、関係機関(若者サポートステーション)と連携して就労相談と職業適性検査を実施した。	就労相談と職業適性検査の参加者を増やすため、案内を町広報誌に毎月掲載し、町内施設にチラシを設置する。	【必要な資源】 ハローワークとの連携 【現状での対応可否】 可	○	早目の情報収集を心掛け、広報・HPでの周知を強化する。	広報誌やHPの掲載数
	(2)働きやすい労働環境の整備促進	45	総務課	ハッピーパートナー企業等の登録推進	4	仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備を促進するため、新潟県が推進する「ハッピー・パートナー企業」並びに次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定制度(くるみん認定)の周知及び登録に向けた働きかけを町内事業所に対して行います。	主目的事業	新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会総会での資料の配布を行い、町内企業へ登録呼びかけを行ったところ、ハッピー・パートナー企業登録が2社増となった。	・総務課だけでなく、各所属からも関係企業に呼びかけを依頼してもらうよう働きかけを行う	【必要な資源】 企業への周知の機会 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	企業への働きかけ	
		(1)事業者への指導と環境整備促進	46	産業観光課	農業・商工団体等への女性参画の指導	3	集落営農や法人化にあたっての設立相談時において、女性の参画について指導するとともに、商工会を通じて商工業者の女性参画について働きかけを行う。	主目的事業	法人化の相談が令和2年度0件、令和3年度1件あり、代表に女性1名が参画した。	集落営農及び法人化に当たっての設立相談時において、引き続き女性の参画について指導していくとともに、商工会を通じてもっと積極的にチラシやセミナーの案内を配布し、女性の参画について周知していく。	【必要な資源】 特になし 【現状での対応可否】 可	○	早目の情報収集を心掛け、広報・HPでの周知を強化する。	指導件数及び指導回数、働きかけの回数
			47	農業委員会	家族経営協定の締結	2	経営と生活の境目を明確にし、各世帯員の役割、労働時間、労働報酬等の就業条件について家族内の話し合いにおいて取り決める家族経営協定の普及促進に努めます。	関連事業	未締結の認定農業者、新規就農者に説明を行う。	全国農業図書が発行しているパンフレットを活用し、協定締結のメリットと手順について、町民にわかりやすい説明に努める。また、次年度発行の農業委員会だよりに家族経営協定の周知文書を掲載する。	【必要な資源】 パンフレット購入費用 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	パンフレットの設置(常時)及び農業委員会だよりによる家族経営協定の周知
			48	産業観光課	女性組織の育成支援	2	男女共同参画の実現に向け、農業の女性組織の育成と交流活動を支援します。また、商工業団体の自営業者については、必要に応じて商工会等と連携した支援に努めます。	主目的事業	町広報誌に農村地域生活アドバイザーの募集を行った。	町内の若手女性農業者へ個別に声をかけて、アドバイザーに入会してもらえるよう周知を図る。	【必要な資源】 女性組織を構成するための新規の農村地域生活アドバイザー(県が認定) 【現状での対応可否】 可	△	既存の農業の女性組織であり、農村地域生活アドバイザーで構成されていた「女性いきいき交流会」が解散した。よって、次期計画では「農業の女性組織の育成」ではなく「農業の女性組織を設置」する必要があるため。	農業関係者に相談及び個別の声掛け数

現行計画の事業							取組状況の振り返り ※直近2年間(R2~R3)			次期計画に向けた検証																		
基本目標	重点目標	施策の方向	番号	課名	事業名	自己評価	事業内容	事業区分	【主目的事業】 その事業の主たる目的が「男女共同参画」の推進にあるもの。	次年度への改善点	(1) 取組に必要な資源と現状での対応の可否	(2) 継続の必要性	(3) 取組実施への修正案／改善策／廃止の理由	(4) 行動指標(アウトプット)案														
									【関連事業】 その事業の主たる目的は、他の課題解決等にあるもの、事業の取組の成果が「男女共同参画」の推進に影響があるもの。																			
IV 計画の確実な推進のための体制整備	1 庁内の推進体制の充実	(1)推進体制の拡充	49	総務課	町男女共同参画推進会議と所属推進員の活用	4	全庁的な体制で計画の推進を図るため、町男女共同参画推進会議を積極的に活用し、取組に対する庁内トップの認識共有を図るとともに、各課等に所属推進員を配置し、取組事業の実効性を確保します。	主目的事業	・令和3年度より各所属の職員により構成される男女共同参画推進員を設置。 ・6月の推進員会議にて、通常業務に男女共同参画視点をもってあたるよう意識共有を行い、男女共同参画週間には各窓口や町施設に啓発チラシ等を設置するなど集中的な啓発活動を実施。 ・1月の推進員会議では、令和3年度の各課の取組状況の1次評価を実施。(書面開催)	今後は、左記の活動に加え、庁内の男女共同参画意識を高め、取組事業の実効性を確保するための新規の活動をする。	【必要な資源】 担当職員・所属の意識 【現状での対応可否】 可	○	所属推進員をどのように活用するのかが検討が必要。	所属推進員の選定、(年度当初)、各会議の開催(年2回以上)														
															2 計画の適切な進行管理	(1)数値目標の設定と定期的な検証	50	総務課	数値目標による進行管理	4	計画を確実に推進し、その成果・課題を適切に把握するため、基本目標ごとに成果指標としての数値目標を設定します。	主目的事業	各課の取組状況報告を男女共同参画推進員を活用し、1次評価を行った後に、委員会での2次評価を行う。年度末の委員会ですっきりと2次評価を行うことで、来年度の事業へ活かす。	・今年度委員会で出た意見を適正に反映し、着実に計画を推進する。	【必要な資源】 担当職員・所属の意識 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	・検証(毎年度) ・各課の取組状況報告を男女共同参画推進会議で1次評価を行った後に、委員会での2次評価を行う。
	3 近隣自治体、県及び関係団体との連携	(1)取組事業の共同実施と情報共有	52	総務課	定住自立圏形成協定に基づく取組の推進	5	定住自立圏形成協定を締結している新発田市及び胎内市と連携し、効果的かつ効果的な事業の実施を進めます。	主目的事業	・ワーク・ライフバランスセミナーの開催(6月25日開催、参加者30人) ・「男女共同参画」という言葉の認知度を前回調査時(令和元年度)と比較すると知っている人の割合が2.2%減とわずかながら減少した。(令和3年度町民意識)	・リーフレットを入園式・入学式、シルバー人材センター、男女共同参画週間での町施設設置に加え、その他に設置できる施設を探し、設置依頼を行う。 ・人を集めて講演をするだけでなく、今年度と同様にオンライン開催やパネル展の実施を検討することによってコロナ禍でも継続して啓発イベントを行う。	【必要な資源】 セミナーに必要な情報の収集・企画のための人員 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	・共生ビジョンに記載した事業の実施 ・リーフレットを教育機関だけでなく、広い世代に届くようシルバー人材センターや図書館での配布を行う。														
															53	総務課	新潟県や新潟県女性財団等との連携	2	県や新潟県女性財団と連携を密にし、協力して課題解決に取り組めるよう、情報共有や事業の共催を進めます。	主目的事業	R2: 県、県女性財団主催会議及び研修への参加回数1回、定住自立圏啓発イベント共催 R3: 県、県女性財団主催会議及び研修への参加回数0回	啓発チラシの用意については、新潟県女性財団と協力して行ったが、連携事業がそのみで終わってしまったため、今後は更なる連携事業の検討を行う。	【必要な資源】 関係団体との連携 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	・女性財団との事業共催 ・女性財団が実施している事業を積極的に活用		
	4 町民や事業者との協働	(1)町男女共同参画計画策定委員会の意見の反映	54	総務課	聖籠町男女共同参画計画策定委員会の活用	3	計画の推進に当たり、町民や事業者の意見を適切に反映するため、聖籠町男女共同参画計画策定委員会を定期的に開催します。	主目的事業	・男女共同参画意識調査アンケートのクロス集計報告 ・取組事業に対する毎年度の評価と次年度への反映	担当者が人事異動により変わり、取組事業が停滞するケースがあるため、年度の実施指標設定照会に併せて各所属で事業実施計画を提出してもらい、各事業がいつ行われるのかを把握し、実施を促す。	【必要な資源】 特になし 【現状での対応可否】 可	○	現状のまま継続実施。	委員会の開催														